

厚生労働省北海道労働局発表  
令和6年11月5日

担当	【照会先】 厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課 課長 河合 博文 統括特別司法監督官 大串 尚哉 <電話> 011-709-2311 (内線 3542)
----	---

報道関係者 各位

## 令和5年の北海道労働局管内における送検状況

～労働安全衛生法違反及び労働基準法等違反被疑事件を44件送検～

北海道労働局（局長 みとみ のりえ 三富 則江）は、令和5年における管下17労働基準監督署・支署の労働安全衛生法違反及び労働基準法等違反被疑事件の送検状況を以下のとおり取りまとめましたので、その内容を公表します。

### 1 概況（表1・図1）

令和5年1月から12月までの1年間に、44件（対前年比 - 9件）の司法事件を検察庁に送検しました。

内訳は、労働安全衛生法違反が28件（対前年比 - 8件）、最低賃金法違反が8件（対前年比 - 1件）、労働基準法違反が8件（対前年比±0件）でした。

### 2 業種別の状況（表2・図2）

業種別は、建設業が14件（対前年比 - 9件）で、全体に占める割合は31.8%と最も多く、製造業が7件（対前年比 + 2件）、運輸交通業が6件（対前年比 - 3件）でした。

### 3 事件の内容（表3）

#### （1）労働安全衛生法違反被疑事件について

危険防止のための措置に関する違反が16件、いわゆる労災かくし（労働者死傷病報告に関する違反）に関する違反が7件でした。

#### （2）最低賃金法違反について

最低賃金額以上の賃金の不払に関する違反が8件（対前年比 - 1件）で、うち4件は経営不振を原因とした企業倒産を背景とする賃金不払でした。

#### （3）労働基準法違反について

賃金不払が3件（対前年比 - 1件）や賃金不払残業が6件（対前年比 + 4件）等に係る送検事案がありました。

（送検し、かつ公表した事案については、北海道労働局のHPに「労働基準関係法令違反に係る公表事案」一覧として掲載しています。）

### 4 今後の取組

北海道労働局においては、引き続き重大又は悪質な法違反被疑事案について、送検手続きを取り厳正に対処することとしています。

# 司法事件処理状況

表1 年別・法令別送検件数

年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
労働安全衛生法違反	24	26	28	28	36	28
最低賃金法違反	7	12	22	9	9	8
労働基準法違反	8	8	5	9	8	8
計	39	46	55	46	53	44

図1 年別・法令別送検件数

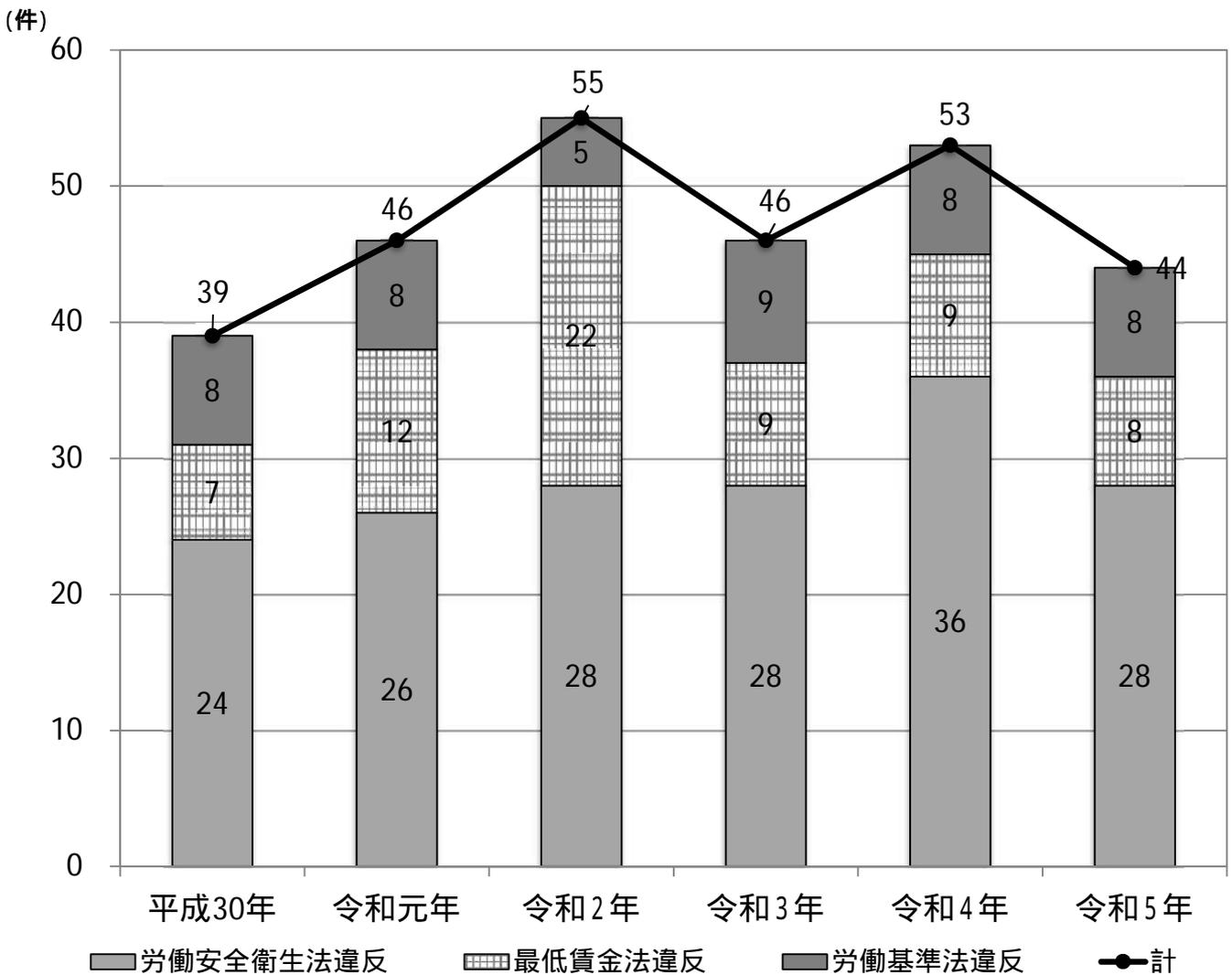


表2 業種別送検件数（令和5年）

業種	製造業	建設業	運輸交通業	商業	接客娯楽業	左記以外の業種	計
労働安全衛生法違反	7	14	2	1	0	4	28
労働基準法・最低賃金法違反	0	0	4	3	1	8	16
計	7	14	6	4	1	12	44

接客娯楽業とは、旅館業や飲食店を含む業種分類。

図2 業種・法令別送検件数

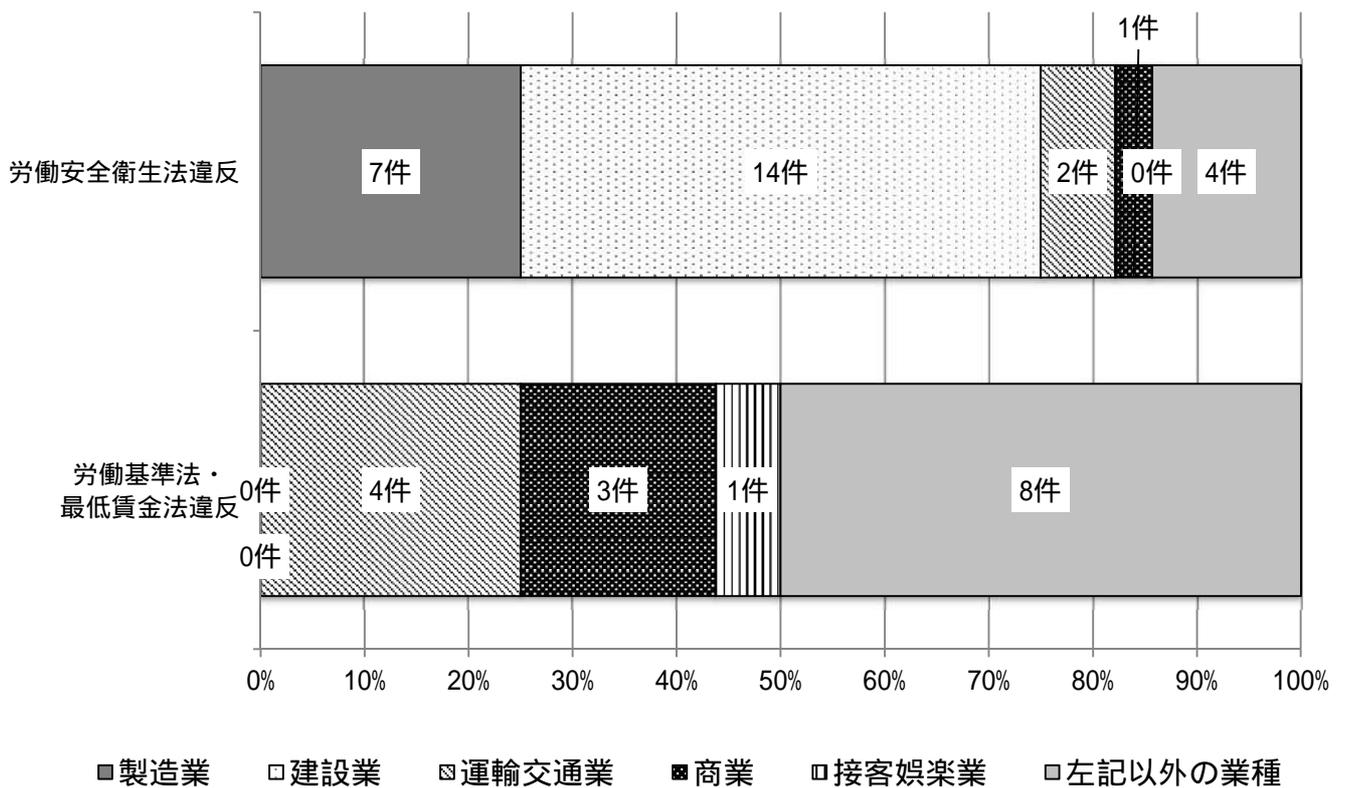


表3 主な違反条文別送検状況

違反法条項	違反事項	令和3年	令和4年	令和5年
労働基準法第15条	労働条件の明示	3	1	1
労働基準法第20条	解雇の予告	1	1	1
労働基準法第22条	退職時等の証明	1	0	0
労働基準法第23条・第24条	賃金不払	4	4	3
労働基準法第32条	労働時間	3	1	1
労働基準法第37条	賃金不払残業	1	2	6
労働基準法第108条	賃金台帳	1	0	1
労働基準法第109条	記録の保存	0	1	0
最低賃金法第4条	最低賃金額の不払	9	9	8
労働安全衛生法第14条	作業主任者	1	0	1
労働安全衛生法第20条・第21条	危険防止のための措置	13	20	16
	車両系荷役運搬機械による危険防止措置	3	2	1
	車両系建設機械による危険防止措置	1	5	3
	移動式クレーン等による危険防止措置	0	2	0
	その他の機械・設備による危険防止措置	1	3	5
	そうじ等の場合の運転停止措置、運転開始の合図等	1	2	2
	爆発による危険の防止措置	0	2	0
	伐木作業等における危険防止措置	2	1	1
	タイヤ空気充てん作業による危険防止措置	1	0	0
	掘削作業等における危険の防止措置	1	1	0
	墜落等による危険の防止措置	3	2	4
労働安全衛生法第22条・第23条	健康障害防止等のための措置	0	2	1
	有害な作業環境による健康障害防止措置	0	1	0
	安全な通路の保持	0	1	1
労働安全衛生法第30条	特定元方事業者等の講ずべき措置	1	2	0
労働安全衛生法第59条	安全衛生教育	1	1	0
労働安全衛生法第61条	就業制限（無資格就業）	5	1	1
労働安全衛生法第65条	作業環境測定	0	1	0
労働安全衛生法第100条	報告等の義務	8	12	7
	労働者死傷病報告（労災かくし）	8	12	7

複数の条文を一度に送検することがあります。

# 令和5年の送検事例

## 1 労働安全衛生法違反事件の事例

### 事例1 車両系建設機械との接触による労働災害に関する事例

建設業を営む事業者が、工事現場において、トラクター・ショベル（車両系建設機械）を運転して土砂の運搬作業を行っていたところ、このトラクター・ショベルが、近くで作業していた労働者と接触し、この労働者が左脚を切断する重傷を負った。トラクター・ショベルの誘導者を配置せずに、接触する危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせていたもの。

労働安全衛生法において、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の同機械と労働者が接触する危険を防止するため、誘導者を配置するか、接触する危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならないことが規定されている。

### 事例2 屋上からの墜落による死亡労働災害に関する事例

建設業を営む事業者が、高さ約30mのマンションの屋上において、防水工事を行っていたが、作業場所の端に墜落を防止するための囲い等を設けることなく労働者に作業を行わせたため、労働者が地上に墜落して死亡した。

労働安全衛生法において、高さ2m以上の場所（作業床の端）で作業を行う場合は、墜落による危険を防止するため、囲い、手すり等を設けなければならないことが規定されている。

### 事例3 労災かくしに関する事例

建設業を営む事業者が、工事現場において、労働者が作業中、部材が後頭部に激突して神経根損傷の負傷をし、4日以上休業を要することとなった労働災害について、遅滞なく労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかったもの。

労働安全衛生法では、労働者が労働災害により4日以上休業した場合、労働災害の発生状況等について、労働者死傷病報告により所轄労働基準監督署長に遅滞なく報告することが規定されている。

## 2 最低賃金法違反事件の事例

### 事例4 賃金不払に関する事例

老人ホームを営む事業場において、労働者5名に対する令和4年5月分の定期賃金をその所定支払日に、北海道最低賃金（1時間889円（当時））以上の金額で支払わなかったもの。